

知床世界自然遺産地域 管理計画

見直し（案）

20XX 平成~~21~~年（令和 X 年）~~XX1-2~~月 ~~XX2-2~~日

環境省 林野庁 文化庁 北海道

目次

1. はじめに.....	1
2. 目的.....	1
3. 遺産地域の概要.....	2
(1) 位置等.....	
(2) 総説	
(3) 自然環境	
(4) 社会環境	
(5) 遺産地域の保護管理体制等	
4. 管理の基本方針	11
(1) 管理の目標	
(2) 管理にあたって必要な視点.....	
5. 管理の方策	14
(1) 陸上生態系及び自然環境景観の保全	
(2) 海域の保全	
(3) 海域と陸域の相互関係の保全	
(4) 自然の適正な利用	
(5) 遺産地域の管理に係る関係行政機関及び 地元自治体の体制	
(6) 保全・管理事業の実施	
(7) 調査研究・モニタリング	
(8) 気候変動の影響への対応	
(9) 年次報告書の作成	
(10) 情報の共有と普及啓発	
6. 計画の実施その他の事項	31
(1) 計画の実施等	
(2) 地元自治体の取組	
(3) 資金	
7. おわりに.....	33

見直し（案）	主な見直し事項等
1. はじめに 知床世界自然遺産地域（以下「遺産地域」という。）とその周辺海域は、北半球における流水の南限とされ、流水下のアイスアルジー（氷に付着した藻類）や、流水形成時の鉛直混合により作られる栄養塩の豊かな中層水がもたらす植物プランクトンの大増殖を基礎とした食物網を通して、多種多様な生物が生息・生育する地域である。 知床に生息するシロザケ、カラフトマス、サクラマス、オショロコマが、海と川を行き来し、これらを重要な餌資源とするヒグマやシマフクロウ、オオワシ、オジロワシといった大型哺乳類や絶滅のおそれのある猛禽類をはじめ、海棲哺乳類、海鳥など様々な生きものが生息し、また、北方系と南方系の野生生物が混生するなど、海域と陸域の自然環境が密接に影響し合い、多様な生物相と生物間相互作用に支えられた豊かな生態系を形づくっている。また、火山活動により形成された急峻な知床連山、山麓を覆う原生的な森林、切り立つ海岸断崖、多様な湿原・湖沼群など様々な景観が凝縮され、優れた自然美を有している。 知床は、<u>2005 年（平成 17 年）</u>（2005 年） 7 月の第 29 回世界遺産委員会において世界遺産のクライテリア（評価基準）に合致する顕著な普遍的価値を有すると認められ、世界自然遺産に登録された。このように世界的にも類いまれな価値を有する遺産地域の自然環境を人類共有の資産と位置付け、より良い形で後世に引き継いでいくものとする。	←年号は「西暦（和暦）」で統一（以下、同様）
2. 目的 <u>知床世界自然遺産地域管理計画（以下「管理計画」という。）は、</u>知床の世界自然遺産としての価値をより良い形で後世に引き継いでいくに当たり、極めて多様かつ特異な価値を有する遺産地域の自然環境を将来にわたり適正に保全・管理していくことを目的として、知床世界自然遺産地域管理計画（以下「管理計画」という。）を策定する。 この管理計画では、遺産地域の保全に係る各種制度を所管する環境省、林野庁、文化庁及び北海道（以下「関係行政機関」という。）が、知床世界自然遺産地域科学委員会の助言を得つつ、斜里町及び羅臼町（以下「地元自治体」という。）並びにその他の行政機関、漁業・観光関係の団体をはじめ遺産地域の保全・管理や利用に密接な関わりを持つ団体（以下「関係団体」という。）等と相互に緊密	

な連携・協力を図ることにより、遺産地域を適正かつ円滑に <u>保全・</u> 管理するため、各種制度の運用及び各種事業の推進等に関する基本的な方針を明らかにする。	
---	--

3. 遺産地域の概要 (1) 位置等 遺産地域は、オホーツク海と根室海峡に接した北海道東北端にある知床半島の一部及びその沖合 3 km の海域からなり、北緯 43 度 56 分 58 秒より 44 度 21 分 08 秒、東経 144 度 57 分 57 秒より 145 度 23 分 02 秒に位置している。関係する市町村は、北海道斜里郡斜里町及び目梨郡羅臼町である。遺産地域の面積は、<u>約</u> 71,100ha（うち海域面積約 22,400ha）である。	
--	--

(2) 総説 遺産地域は、日本の中で原生的な自然環境が保全されている数少ない貴重な地域であり、火山活動等により形成された急峻な山々、海食により形成された切り立つ絶壁が、今日まで豊かな自然を開発から守り、多くの野生生物を育んできた。 北半球で最も低緯度に位置する季節海水域の特徴を反映した海洋生態系は、陸上生態系と連続することにより複合生態系を形成しており、遺産地域はその仕組みを示す顕著な見本である。流水下のアイスアルジーや、流水形成時の鉛直混合により作られる栄養塩の豊かな中層水がもたらす植物プランクトンの大増殖を出発点とした魚類、鳥類、哺乳類等の食物網は、海-川-森にわたるダイナミックな生態系を形成している。さらに、遺産地域は南方系生物の分布域の東端近くに位置し、一方で千島列島を経由した北方系生物の移動経路の南西端に当たるため、北方系と南方系の野生生物が混在する地域となっているなど、地理的位置と多様な自然環境を背景として特異な種組成、分布がみられる。。—また、シマフクロウ、オオワシ等の国際的希少種の重要な繁殖地や越冬地となっており、これらの種の存続に不可欠な地域<u>となっているである。さらにまた、</u>四季の変化の大きい原生的な景観は、優れた自然美を有している。 遺産地域は、<u>環境省及び林野庁により各種の保護地域</u>（遠音別岳原生自然環境保全地域、知床国立公園、知床森林生態系保護地域、国指定知床鳥獣保護区）に指定されており、<u>これらの保護担保措置によって、自然環境の保全が担保され、</u>原生的な自然環境が人為により破壊されることなく残されている。さらに、遺産地域内におい	
---	--

て過去に農業開拓が行なわれた岩尾別地区については、斜里町による「しれとこ 100 平方メートル運動」によって民有地を公有地化して保全し、かつての自然を復元する取組が行なわれている。	
---	--

(3) 自然環境 ア. 地形・地質 遺産地域が位置する知床半島はオホーツク海の南端に突出した、長さ約 70 km、基部の幅が 25 km の狭長な半島であり、西側がオホーツク海、東側が根室海峡となっている。知床半島の東側には、国後島が半島に平行する形で間近に横たわっている。半島の中央部を最高峰の羅臼岳（標高 1,660 m）をはじめとする標高 1,500 m を超える山々が連なっており、3一部に海岸段丘が見られるほかは稜線から海岸まで平地がほとんどみ見られない急峻な半島である。半島はプレート運動や火山活動、海食など多様な地形形成作用により造られ、奇岩や海食崖、火山地形等の多様な景観が形成されている。現在も活動中の火山のうち、知床硫黄山（標高 1,562m）は <u>1936 年（昭和 11 年）</u>（1936 年）に約 20 万トンの溶融硫黄を 8 ヶ月間にわたって噴出し、国際的に注目された火山である。	
--	--

イ. 気 候 遺産地域の気候は、知床半島がオホーツク海に突き出していることから海洋の影響を強く受け、道東の中で最も積雪量の多い地域の一つとなっている。また、知床連山の存在は半島の東西の気候に影響を及ぼし、気温や降水量に大きな地域差が生じている。羅臼側は、夏期には湿気を含んだ海からの南東風が知床連山に当たるため、雨が多く、海霧により低温になる。冬期には海洋性気候の影響により比較的降雪が多く、気温も斜里側と比較すると高い。一方、斜里側は、夏期には知床連山の北でフェーン現象により高温地域になり、降水量が少ない。冬期には北西季節風の影響に加えて、流水が海水に比べ太陽光線をより反射してしまう効果や、流水がその下の海水からの熱を遮断する効果により気温が低下する。	
---	--

ウ. 流 水 オホーツク海は、地形的・地理的条件により流水ができる海洋として北半球で最も低緯度に位置する季節海水域である。これは、オホーツク海の風上であるユーラシア大陸北東部が北半球の寒極にあたり、そこからの強い寒気の吹き出しにより、海水が効率的に冷	
---	--

却されることによる。それに加え、オホーツク海の表層は塩分、密度が低いため、冬期の海の流れが深層まで及ばないことも原因となっている。 北部オホーツク海で流水ができるとき、低温で高塩分の中層水が生産されており、この栄養塩の豊かな中層水の一部が知床半島周辺海域へも広がっていく。また、遺産地域及び周辺地域はオホーツク海で形成された流水が接岸する最南端の地であり、流水下にはアイスアルジーが増殖し、流水形成時の鉛直混合により作られる栄養塩の豊富な中層水が表層に運ばれることで植物プランクトンの大增殖が生じ、それを餌とする動物プランクトン、さらに高次消費者である魚類や海棲哺乳類、陸上の生物にまでつながる食物網が形成される。 <u>なお、オホーツク海における流水の面積は、長期的に見ると減少傾向にあることが確認されている。</u>	←第 1 期長期モニタリング計画 「No① 航空機、人工衛星等による海水分布状況観測」における評価の記述に基づく。
---	--

エ. 植 物 遺産地域の植生の大半は、現在でも原生的な状態が維持されている。海岸から山頂までの標高差は約 1,600m にすぎないが、比較的低い標高域から高山帯の植生であるハイマツ低木林や高山植物群落が発達し、多様な植生が垂直的に分布している。海岸には、断崖とその周辺の土壌未発達地を中心に高山帯・寒帯から亜高山帯・亜寒帯の植物が主体となる群落が成立する。低標高地の森林はミズナラやイタヤカエデ等からなる冷温帯性落葉広葉樹林、トドマツやアカエゾマツ等からなる亜寒帯性常緑針葉樹林とこれらが混生した針広混交林がモザイク的に併存する。亜高山帯では一般的な植生分布とは異なり、<u>常緑針葉樹林の発達が悪く、ダケカンバやミヤマハンノキ主体の落葉広葉樹林が広がっている</u>。森林限界を越えると、ハイマツ低木林が非常に広く発達し、その中に風衝地、雪田、及び湿原群落が局在している。高山植生は比較的低い標高範囲にあるにもかかわらず、<u>多様な植物群落から構成され、美しく見事な景観を形成している</u>。 また、<u>植物相は北方系と南方系の植物が混在して豊かである</u>。陸上の維管束植物としては、高山植物に北方系の種が多いことに加え、南方系の種も見られることから、多様な植物相が形成されている。知床半島の陸上の維管束植物相は 107 科 872 種からなり、そのうち 4 分の 1 を上回る 233 種が高山植物となっている。この中には、シレットコスミレ、チシマコハマギク、エゾモメンヅル等の希少種<u>も含まれる</u>。知床半島沿岸海域は、オホーツク海唯一の暖流である宗谷海流の影響により、千島列島やサハリンにも分布域を持つ寒流系の海藻と北海道以南に分布域を持つ暖流系の海藻	
--	--

の両系が<u>み見</u>られ、季節海氷域でありながら、暖流系の海藻を多く含む点で特異な海藻相となっている。海藻は知床半島沿岸で 140 種の生育が確認されている。この中には、分布域の狭い特産種のアツバスジコンブ等も含まれて<u>いる</u>。	
オ. 動物 遺産地域の動物相は、サハリンから渡ってきた北方由来の種と、本州から渡ってきた南方由来の種とが共存しているため、多様性に富んでいる。また、遺産地域は手つかずの原生的な自然<u>環境</u>が残されている <u>ことからため</u>、かつて北海道に広く生息していた陸上哺乳類、鳥類のほとんどすべての種が生息している。 このうち、哺乳類は、陸上哺乳類 36 種、海棲哺乳類 22 種の生息が知床半島及びその沿岸海域で確認されている。これらの中にはトド、マッコウクジラといった国際的に希少な種も含まれる。また、ヒグマやエゾシカといった大型種が高密度で生息していることは、知床半島が陸上哺乳類にとって質の高い生息地となっていることを表している。特にヒグマは世界有数の高密度状態で維持されて<u>おり、知床半島では 400～500 頭程度が生息していると考えられて</u>いる。さらに、知床半島沿岸海域は海棲哺乳類にとって越冬、摂餌、繁殖のために重要な場所となっている。 鳥類は、国際的な希少種であるシマフクロウ、オオワシ等を含む 275 種が知床半島で記録されている。また、<u>遺産地域内では</u>、これまで学術上貴重な天然記念物に指定されているシマフクロウ、オジロワシ及びクマゲラの繁殖やオオワシの越冬が確認されている。遺産地域は、シマフクロウにとっては道内で繁殖するつがいの約半数が生息している最も重要な繁殖地であり、オオワシにとっては越冬個体数が 1000 羽近くになる最も重要な越冬地である。 魚類は、淡水魚類 42 種、海水魚類 261 種が知床半島及び知床半島沿岸海域で確認されている。知床半島沿岸海域は、北方系魚類を主とする海域であるが、オホーツク海で唯一の暖流である宗谷海流の影響により熱帯・亜熱帯海域に主に分布している南方系魚類が多く <u>み見</u>られ、オホーツク海の <u>中なか</u>でも特異な海域となっている。遺産地域の河川では、サケ科魚類が著しく優占していることが重要な特徴である。 この他、爬虫類 8 種、両生類 3 種、昆虫類 2,500 種以上の生息が知床半島で報告されている。	← 環境研究総合推進費の成果に基づき、記載。

(4) 社会環境 ア. 歴史 厳しい自然環境による開発の難しさと、地域住民を含めた高い自然保護意識に支えられ、遺産地域の自然環境は原生的な状態を今日まで保ってきた。知床半島には、数千年にさかのぼる先史時代の遺跡が数多く残されている。その中でも 10 世紀前後にオホーツク海沿岸で栄えた北方の漁猟民族によるオホーツク文化の影響を受けて、アイヌの人々は、シマフクロウやヒグマ、シャチ等を神と崇め、狩猟や漁労、植物採取等をしながら、豊かな自然を大切にした文化を育んだ。 知床半島でにおける漁業は 19 世紀から漁場運営が始まった。特に羅臼側では、1880 年代から主に富山県からの移住者により、たら漁を中心に本格的な漁業開拓が始まり、現在のシロザケ、カラフトマス、スケトウダラ、イカ類、コンブ類などの多様な漁業の発展につながった。また、知床半島先端部地区の羅臼側において数百人の漁業者が夏期に居住しながらコンブ漁等の生産活動に従事していた。斜里側では、戦前までは少数の小規模な定置網漁業が営まれていたが、戦後、引揚者らによる漁場開拓が急速に進み、さけます定置網漁業が大きく発展した。 また、斜里側の岩尾別地区と幌別地区では、大正時代から農業開拓が数度試みられたが、厳しい自然環境や社会環境の変化等の条件が重なり、1975 年 (昭和 50 年) (1975 年) 頃までに開拓者は次々とその土地を離れた。これと相前後して、自然保護の動きが強まり、1964 年 (昭和 39 年) (1964 年) に知床国立公園に指定されたのをはじめとして、遠音別岳原生自然環境保全地域、知床森林生態系保護地域、国指定知床鳥獣保護区の指定など数々の保護地域制度が指定適用された。1977 年 (昭和 52 年) (1977 年) には農業開拓跡地を乱開発から守り、森林に復元することを目的として、住民と自治体が主体となった「しれとこ 100 平方メートル運動」がスタートした。 2004 年 (平成 16 年) (2004 年) 1 月には推薦書が世界遺産委員会に推薦書が提出され、2005 年 (平成 17 年) (2005 年) 7 月に世界遺産に登録された。	
イ. 利用状況 遺産地域の多くの面積を占める知床国立公園及び周辺地域では、20XX 年 (令和 X 年) 平成 20 年には、年間約 XXX 195 万人の利用者が訪れている。中でも、知床五湖、幌別、カムイワッカ、知床峠及び羅臼温泉は利用者が多く、このうち、知床五湖には年間約	←最終的に、最新の情報に更新

<u>3050万人が自然探勝を目的に訪れており、2011年（平成23年）からは自然公園法に基づく利用調整地区として運用されている。</u> 利用形態は、従来から見られる大型バスによる周遊や観光船による遊覧等の団体での観光周遊や探勝利用だけでなく、近年は登山、トレッキング、シーカヤック等の体験型利用が増加しており、質的に変化してきているうえ、多様化が進んでいる。	
ウ．一次産業 遺産地域（陸域）の大半を占める国有林は、そのほとんどが知床森林生態系保護地域<u>としての指定されており地であり</u>、木材生産を目的とした森林施業は、現在行われていない。また、地域の主要な産業である水産業については、生産力の高い豊かな海に支えられ、シロザケ、カラフトマス、スケトウダラ、コンブ等の水産資源の持続可能な利用が図られている。	
エ．土地所有形態 遺産地域（陸域）の土地所有形態は、林野庁所管の国有林が約95パーセントを占めており、残りはその他の国有地、北海道有地、斜里町及び羅臼町有地、私有地である。	
（５） 遺産地域の保護制度等 遺産地域は、原生自然環境保全地域、国立公園、森林生態系保護地域及び国指定鳥獣保護区として、以下のとおり保護を図っている。 また、遺産地域内には、ヒグマ、シマフクロウ、オオワシ、オジロワシ等の野生動物が生息しており、これらの野生動物の一部は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）及び文化財保護法に基づき保護を図っている。 漁業に関しては、国内法令や規則、漁業者の自主的な取組等により、水産資源の持続可能な利用が図られている。	
ア．原生自然環境保全地域 「原生自然環境保全地域」は、人の活動により影響を受けることなく原生状態を保持し、一定のまとまりを有している土地の区域で、当該区域の自然環境を保全することが特に必要な地域について、環境大臣が「自然環境保全法」に基づき指定及び管理する地	

域である。 同法に基づき、<u>1980 年（昭和 55 年）</u>（1980 年）2 月に遠音別岳周辺が知床国立公園の区域から除外され、「遠音別岳原生自然環境保全地域」に指定された。この原生自然環境保全地域の全域が遺産地域に含まれている。 原生自然環境保全地域においては、学術研究等特別の事由による場合を除き、工作物の新改増築や木竹の伐採等に加え、動植物の採捕及び放出、落葉落枝の採取やたき火など当該地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある行為が禁止されている。	
---	--

イ．国立公園 「国立公園」は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図る<u>ことにより</u>、もって国民の保健、休養及び教化に資する<u>とともに、生物の多様性の確保に寄与する</u>ことを目的として、環境大臣が「自然公園法」に基づき指定及び管理する地域である。 同法に基づき、<u>1964 年（昭和 39 年）</u>（1964 年）6 月に「知床国立公園」に指定された地域のすべてが、遺産地域に含まれている。公園の保護及び利用上重要な地域であって工作物の新改増築、木竹の伐採等の行為は<u>に</u>環境大臣の許可が必要とされている「特別地域」、及び公園の核心的部分を厳正に保護する地域であって工作物の新改増築や木竹の伐採等に加え、動植物の採捕及び放出、落葉落枝の採取やたき火等の行為についても環境大臣の許可が必要とされ、より厳正に保護が行われている「特別保護地区」、並びに海面の埋め立て等の行為に環境大臣への届出が必要とされる「普通地域」がそれぞれ国立公園の保護規制計画に基づき指定され、この地域区分に応じて各種行為が規制されている。また、<u>2021 年（令和 3 年）の法改正により、野生動物への餌付け等の行為についても新たに規制対象とされた。</u>さらに、自然環境を保全しつつ、その適正な利用を図るため、国立公園の利用施設計画に基づき、歩道やビジターセンター等の整備が行われている。	
---	--

ウ．森林生態系保護地域 「森林生態系保護地域」は、我が国の森林帯を代表する原生的な天然林が相当程度まとまって存在する地域を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資することを目	
---	--

的としている。森林生態系保護地域は、林野庁が「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき計画的に国有林野の管理経営を行う中で、地域毎の具体的な管理経営の計画策定に係る細部事項を定めた「国有林野管理経営規程」により策定された「国有林野施業実施計画」において設定し、管理する地域である。 本制度に基づき、<u>1990 年（平成 2 年）</u>（1990 年）4 月に「<u>知床森林生態系保護地域</u>」が知床半島の中心部の地域が「<u>知床森林生態系保護地域</u>」に設定され、さらに <u>2004 年（平成 16 年）</u>（2004 年）4 月には、知床横断道路西側の遠音別岳周辺地域まで拡大された。 「保存地区」は、最も原生的状況を呈する林分で、森林生態系の厳正な維持を図る地区であり、学術研究や非常災害時の応急処置のための行為等を除き、原則として、人手を加えずに自然の推移に委ねることとしている。「保全利用地区」は、保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たす地区であり、木材生産を目的とする森林施業は行わず、自然的条件等に応じて、森林の教育的利用、大規模な開発行為を伴わない森林レクリエーションの場としての活用を行うものとしている。	
--	--

エ. 鳥獣保護区 「国指定鳥獣保護区」は、国際的又は全国的な鳥獣保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域について、環境大臣が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定する地域である。 同法に基づき、<u>1982 年（昭和 57 年）に国設知床鳥獣保護区及び同特別保護地区として指定され、その後、2001 年（平成 13 年）の更新を経て、2021 年（令和 3 年）</u>（2001 年）11 月に指定された国指定知床鳥獣保護区及び同特別保護地区が遺産地域と重複している。狩猟が禁止されている「鳥獣保護区」に加えて、特に鳥獣の生息、繁殖の場として重要な場所は一定の開発行為が規制される「特別保護地区」<u>が</u>に指定されているとともに、より一層の保護管理を図る区域として、特別保護地区の一部が「特別保護指定区域」に指定されている。「特別保護指定区域」では、木竹以外の植物の採取、動物の捕獲、落葉落枝の採取に加え、犬その他鳥獣に害を加えるおそれのある動物を入れること、鳥獣の営巣に影響を及ぼす可能性のある観察及び撮影等が規制されている。	
---	--

オ. 国内希少野生動植物種 「国内希少野生動植物種」は、本邦に生息又は生育する絶滅のお	
---	--

そのある野生動植物の種であって、「種の保存法」に基づき、政令で定められるものである。 遺産地域に生息する動物のうち、シマフクロウ、オオワシ、オジロワシ等の鳥類が国内希少野生動植物種に<u>指定さ</u>定められており、捕獲、殺傷、譲渡し等が禁止されている。	
カ. 天然記念物 「天然記念物」は、動植物（生息地、繁殖地、渡来地及び自生地を含む。）、地質鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもののうち重要なものを保存することを目的とし、文部科学大臣が「文化財保護法」に基づき指定するものである。 遺産地域に生息する動物のうち、シマフクロウ、オオワシ、オジロワシ、クマゲラ等の鳥類及び昆虫類1種（カラフトルリシジミ）が天然記念物に指定されている。天然記念物の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可が必要である。 また、遺産地域内には「北海道文化財保護条例」に基づく「道指定天然記念物」として「羅臼の間歇泉」が指定されており、現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、北海道教育委員会の許可が必要である。	
キ. 水産資源の利用と保全 水産資源については、「漁業法」及び「水産資源保護法」に基づく「北海道海面漁業調整規則」及び「北海道内水面漁業調整規則」による規制に加え、漁業者、漁業団体の自主的取組による資源の管理・利用に関する規制や資源の増殖等の管理が行われている。 知床半島の主要な水産資源であるシロザケ、カラフトマスについては、これらの法令に基づき、海面や内水面での採捕が制限されている。 また、スケトウダラについては、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」により、毎年、採捕量の上限值を設定し、採捕量を管理するほか、漁業者、漁業団体等が各種調査等を活用して自主的に資源管理の取組を行っている。	

4. 管理の基本方針 (1) 管理の目標 遺産地域は、急峻な山々、切り立つ断崖や流水等の優れた自然景観を有しているとともに、シマフクロウ、オオワシ等の国際的希少種の重要な繁殖地や越冬地であり、ヒグマが高密度に生息しているなど、日本でも原生的な自然環境が残されている数少ない地域である。遺産地域の管理に当たっては、これらの多様な野生生物を含む原生的な自然環境を後世に引き継いでいくことを目標とする。特に遺産登録時の世界遺産委員会において評価された次のクライテリアについて、その価値を維持できるよう管理していく。 クライテリア ix (生態系) 遺産地域は北半球で最も低緯度に位置する季節海氷域であり、季節海氷の形成による影響を大きく受け、特異な生態系の生産性が見られるとともに、海洋生態系と陸上生態系の相互関係の顕著な見本である。 クライテリア x (生物多様性) 遺産地域は海洋性及び陸上性の多くの種にとって特に重要であり、これらの中にはシマフクロウ、シレットコスミレなど多くの希少種を含んでいる。遺産地域は多くのサケ科魚類にとって世界的に重要であるとともに、トドや多くの鯨類を含む海棲哺乳類にとっても世界的に重要である。遺産地域は世界的に希少な海鳥類の生息地として重要であるとともに、渡り鳥類にとって世界的に重要な地域である。	
(2) 管理に当たって必要な視点 ア. 地域との連携・協働 日常的に遺産地域の保全や利用に関わっている地元自治体、関係団体及び地域住民による現場の視点を遺産地域の管理に活かしていくため、各種制度を所管する関係行政機関が、地元自治体、その他の行政機関、関係団体との緊密な連携・協働のもとに管理を行うこととする。 関係行政機関、地元自治体、関係団体等の間で効果的な連携・協働を図るため、遺産地域の管理に当たっては、その連絡調整の場として「知床世界自然遺産地域連絡会議」（以下「地域連絡会議」という。）を設置し、<u>最新の科学的知見の共有</u>や合意形成を図るとともに、様々な機会を活用して、地域住民や関係団体からの意見や提案を幅広く聴き、地域の自然を伝統的に利用してきた地域の知識	

を遺産地域の管理に活用する。	
イ. 順応的管理 遺産地域の生態系は多種多様な生物により構成されており、こうした複雑で将来予測が不確実な生態系については、順応的に管理を行う必要がある。このため、<u>長期モニタリング計画を策定の上</u>、関係行政機関や地元自治体、関係団体、専門家等が連携してモニタリング・調査研究を行<u>っていくものとする。</u>や関係行政機関はその結果に応じて管理計画やモニタリング・調査研究の見直し等を行い、遺産地域の管理方法を柔軟に見直す。こうした<u>モニタリング・調査研究の実施と→モニタリング→評価、</u>とその結果に基づく順応的な管理を進めるため、「知床世界自然遺産地域科学委員会」（以下「科学委員会」という。）を設置して、科学的な立場からの助言を得ていくものとする。	
ウ. 陸域及び海域の統合的管理 知床の世界自然遺産としての価値は、様々な海生生物が生息・生育する豊かな海洋生態系と、原始性の高い陸上生態系の相互関係、生物の多様性に特徴があり、また、このような特徴に依存して国際的な希少種であるシマフクロウ、オオワシ等の重要な生息地になっている点にある。 したがって、<u>モニタリング等により</u>陸域と海域の生態系を指標するような動植物種の生息・生育状況、植物群落や植生の状況、水質や流況など基盤となる<u>自然環境の状況</u>や<u>を把握しつつ</u>、遺産地域を取り巻く陸域と海域の生態系の連続性、健全性を<u>把握モニタリング</u>し、自然環境に影響を及ぼすような変化の兆候が認められた場合には、科学的な調査を実施して原因の分析と環境回復に向けた対策を検討し、所要の措置を講じるなど、陸域と海域の生態系の保全と管理を統合的に行う。 また、そのために関係行政機関、地元自治体、関係団体、専門家等との連携・協力体制を構築し、十分な情報交換を行うとともに、<u>モニタリング・調査研究→モニタリング</u>を担う人材の育成<u>や</u>確保を図る。	
エ. 地域区分による管理 遺産地域には原生的な自然環境が保<u>全</u>存されている地域と観光や漁業活動等の人為的活動と共存する形で自然環境が維持されて	

いる地域があり、これらの地域をそれぞれ A 地区、B 地区に区分して管理を行う。 A 地区は、将来にわたり厳正な保護管理を図る地域であり、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねることを基本とし、自然環境の保全上支障を及ぼすおそれのある行為は、各種保護制度に基づき厳正に規制する。当該地域は、主に、原生自然環境保全地域、国立公園特別保護地区及び第 1 種特別地域、森林生態系保護地域保存地区並びに国指定鳥獣保護区特別保護地区に指定されている。 B 地区は、海域を含み、自然環境の保全と遺産地域の価値を損なわない持続可能な観光や漁業活動等の利用との両立を図る地域であることから、必要に応じ一定の行為を規制し、遺産地域の自然環境の保全を図る。当該地域は、主に、国立公園特別保護地区、特別地域及び普通地域、森林生態系保護地域保全利用地区並びに国指定鳥獣保護区に指定されている。	
--	--

オ. 一次産業との両立 遺産地域（陸域）の約 95%を占める国有林は、そのほとんどが知床森林生態系保護地域の指定地であり、木材生産を目的とする森林施業は、現在行われていない。また、ごく一部に民有林が含まれているが、原生的な自然景観に配慮しながら計画的な間伐を行うなど森林管理のための施業が行われている。流水下のアイスアルジーや、流水形成時の鉛直混合により作られる中層水がもたらす植物プランクトンの大增殖により、<u>知床周辺海域の生物資源は、他の海域に比べ非常に豊かである</u>。本来、水産業は良好な海域環境の上に成り立つ産業であり、知床周辺の海の豊かさの恩恵を受けている水産業にあっては、遺産地域に生息する野生動物との共存に配慮しながら、水産資源の持続可能な利用を図る。	
---	--

カ. レクリエーション利用と自然環境の保全の両立 遺産地域の原生的な自然環境を将来にわたり保全し、人々に大きな感銘をもたらし続けることを前提として、観光、自然探勝、登山、釣り等の利用は、<u>世界自然遺産にふさわしいものを目指すとともに、自然環境に支障を及ぼすことのないよう、「利用の心得」（付属資料●）を始めとした利用ルールに基づき、適正に行うこととする</u>。<u>またこのため、「知床エコツーリズム戦略」（付属資料●）に基づき、専門家、関係団体、地元自治体及び関係行政機関等により構成する「知床国立公園利用適正化世界自然遺産地域適正利用・エコ</u>	←「知床国立公園利用適正化検討会議」は H21 年度をもって終了、H22 年度から「知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議」に引き継がれた。 ←また「知床エコツーリズム推進協議会」は H18 年度に閉会
---	--

「<u>ツーリズム</u>検討会議」において、科学的知見に基づき、地域における合意形成を図りつつ、必要な計画や利用ルール of 策定・見直しを行う。<u>さらにまた、「知床エコツーリズム推進協議会」を中心にとともに</u>、エコツーリズムの考え方にに基づく取組を地域に浸透させていく。これらにより、原生的な自然環境の保全と、地域の主要な産業である観光を始めとするレクリエーション利用との両立を図る。	し、「適正利用・エコツーリズム検討会議」へ統合。
--	---------------------------------

キ．広域的な視点による管理 遺産地域を適切に管理していくため、日露の隣接地域や知床半島基部等の遺産地域の生態系と共通性や連続性を有する遺産地域の隣接地域や、気候変動等の遺産地域の生態系に重大な影響を<u>及ぼすおよぼす</u>地球規模の課題を視野に入れつつ、管理を行う。	
---	--

5．管理の方策 (1) 陸上生態系及び自然景観の保全 ア．基本的な考え方 遺産地域が有する原始性、生物多様性及び優れた自然景観を将来にわたって保全するため、これらの基盤となる生態系の構造と機能を維持・保全する。原則として自然状態における遷移に委ねることを基本とし、特定の生物や人為的活動が生態系に著しく悪影響を及ぼしている場合は、これらの影響を<u>回避・低減緩和</u>させるための有効な対策を講じていく<u>ものとする</u>。	←回避できる影響は回避していく必要があることから、EIAでの言葉使いを参考に「回避・低減」に修正
--	---

イ．野生生物の保護管理 (ア) 植 物 遺産地域には、ミズナラ、イタヤカエデ、トドマツ、アカエゾマツ等の針広混交林、ダケカンバやミヤマハンノキにより構成される落葉広葉樹林、ハイマツ低木林等の森林群落、主として山岳稜線部に広がる高山植物群落や山岳湖沼の周辺に広がる湿原植物群落、そして海浜の砂礫地とこれに続く断崖、急傾斜地の海岸植物群落、海岸断崖上部の風衝草原、高茎草本群落など多様な植物群落が発達している。これらの多様な植物群落を含む遺産地域は、遠音別岳原生自然環境保全地域、知床国立公園特別保護地区<u>も若しくは</u>特別地域又は知床森林生態系保護地域に指定されており、各種保護制度に基づき、関係行政機関と専門家等との連携・協力体制を構	
--	--

築することにより、適正かつ効果的な管理を行う。

また、遺産地域の植生については、植生帯毎に以下の状況が確認されている。高山帯（高山植生）については、知床連山周辺において登山道や野営指定地で~~の~~荒廃が一部進行しているほか、知床沼周辺においても、登山者の利用による湿原植生への影響が懸念されている。また、シレットコスミレに対するエゾシカの採食痕が確認されるなど、エゾシカの高山帯への侵出が近年になって徐々に進行してきている。

亜高山帯（ダケカンバ林、ミヤマハンノキ林、針葉樹林）については、エゾシカによる軽度の採食圧はあるものの、目立った影響は確認されていない。

山地帯（針広混交林）については、標高 300m 以下の地域のほぼ全域で、エゾシカ~~の~~のによる採食圧~~の~~の影響を受けて森林構造が変化しつつある。特に知床岬（森林部分）、ルシャ川下流域、幌別・岩尾別といった斜里側の越冬地においてその影響が顕著である。

海岸（海岸植生）については、一部の岩礫地を除いてほぼ全域でエゾシカ~~の~~のによる採食圧の影響がみられるが、特にルシャ地区、知床岬（草原部分）において、エゾシカの選好性の高い植物種の減少が著しい。また、知床岬では草原植生に対する利用者による踏圧及び外来種の侵入が確認されている。

以上の状況を踏まえ、人の踏みつけ、エゾシカ、外来種による影響について、以下の対策を~~実施する~~行う。

植物群落の多様性及び希少種の分布状況に留意しつつ、それらの保護上重要な地域における~~モニタリング・調査研究~~モニタリングを行い、その結果を基に人為的な影響の~~回避・低減軽減~~回避・低減軽減、適切な保全対策の実施を図る。特に知床連山、知床沼周辺、知床岬等での人の踏みつけによる植生の損傷状況を引き続き把握し、立入りの制限、適正な誘導、自然工法等を用いた登山道の修復、植生の復元等を~~実施する~~行う。また、シレットコスミレやチシマコハマギク等の希少種の盗掘防止のため、関係行政機関は地元自治体等と連携・協力し、パトロールの強化を図る。

エゾシカ~~の~~の採食圧による自然植生への影響については、「知床半島エゾシカ管理計画」（付属資料●）に基づき、定期的に実態把握を行い、エゾシカの個体数調整を含む所要の対策を検討・~~実施~~実施する。特に、エゾシカによる採食や踏みつけによる影響が著しい知床岬地区の風衝草原、高茎草本群落等については、エゾシカの個体数調整を進めるとともに、異なる植生タイプ毎に設置しているエゾシカ侵入防止柵等により、地域固有の遺伝子資源を保存するとともに、採食圧の排除に伴う植生の回復状況についてモニタリングを行い、それらの結果も踏まえて保護対策を~~進める~~進める早急に検討する。また、すでに影響の著しいエゾシカの越冬地周辺部、これまで

←エゾシカに関する遺産地域の保全・管理について、「知床半島エゾシカ管理計画」に基づき進めていくことを明記

に採食圧を受けていなかった高山帯及び生育状況の良好な海岸植生を中心に、エゾシカによる植生への影響の拡大を把握することに特に留意する。 外来植物については、海岸を中心に侵入・定着実態の把握を進めるとともに、生態系や景観に与える影響の程度や防除の効率を踏まえて、防除や普及啓発等の対策を検討する。 「しれとこ 100 平方メートル運動地」については、幅広い市民参加のもとに、周辺の森林生態系との調和に配慮しつつ、森林の回復に関する事業を推進する。	
--	--

(イ) 動物 遺産地域（陸域）は、遠音別岳原生自然環境保全地域、知床国立公園特別保護地区若しくは特別地域又は知床森林生態系保護地域に指定されており、これらの制度に基づき、ヒグマやシマフクロウなど行動圏の広い大型動物から、特定の環境に依存する魚類や両生・爬虫類、昆虫類等を含む多種多様な野生動物の生息地の保全を図る。また、原生自然環境保全地域及び国立公園特別保護地区では野生動物の捕獲や殺傷が禁止されている。さらに、遺産地域（陸域）のほとんどが国指定知床鳥獣保護区に指定され、狩猟が禁止されているほか、野生鳥獣の捕獲には環境大臣の許可が必要である。こうした措置により、野生動物の適正な<u>保全・管理</u>を行う。 国指定知床鳥獣保護区マスタープラン（<u>2003 年（平成 15 年）</u>（2003 年）3 月）を踏まえ、以下の方針により野生動物の<u>保全・保護</u>管理を推進する。また、これらの野生動物の中には遺産地域の内外にわたって行動するものも多いことから、周辺地域も考慮に入れ、関係行政機関は地元自治体等との連携・協力を図りつつ、<u>保全・保護</u>管理を進める。 - 生態系本来の構造と機能を維持・保全することを基本として野生動物の生息地の保護を図るとともに、著しく増加あるいは減少した野生動物については、科学的にその生息状況と変動の要因を把握し、必要な対策を検討する。 - 野生動物の生息状況、個体群の動向、生息環境、生態等に関する調査研究を進め、必要に応じて個別の野生動物毎の保護管理計画を検討する。計画の運用に当たっては、現状に関するモニタリングを実施し、その結果をフィードバックして所要の見直しを行う。 - 人と野生動物との共存を図るため、人の利用の適正な誘導、餌やり等の防止、ゴミの持ち帰り等の指導、野生動物の生態等に関する普及啓発を推進する。	
---	--

- d. ルシャ、テッパンベツ川流域の鳥獣保護区特別保護指定区域においては、植物の採取・損傷、たき火、車馬の乗入れ、撮影その他、野生鳥獣の生息に影響を及ぼす行為を規制する。
- e. 主な野生動物毎の管理方針は、以下のとおりとする。

(a) エゾシカ

エゾシカの個体数は、1980年代後半から急増し、現在では知床半島に生息するエゾシカの密度は非常に高く、知床岬など一部地域では本来の植生が大きく変化するなど生態系や自然景観への悪影響が生じている。こうした状況に対処することを目的として定める付属資料「知床半島エゾシカ保護管理計画」(付属資料●)に基づき、知床半島に生息するエゾシカの保護管理を行う。

また、北海道全体のエゾシカの保護管理については北海道が行っている。おり、エゾシカの分布は遺産地域から半島基部へ連続しており、個体群の交流も見られるため、北海道全体を対象とした第二種特定鳥獣管理計画「エゾシカ保護管理計画」の地域計画として「知床半島エゾシカ保護管理計画」(付属資料●)を位置づけるなど、北海道全体のエゾシカの管理と緊密な連携をとりつつ、知床半島のエゾシカの保護管理を行う。

(b) ヒグマ

遺産地域では世界有数の高い密度でヒグマの個体群が維持されていることから、「知床半島ヒグマ管理計画」(付属資料●)に基づき、発信機等を用いた行動調査や生息環境の利用状況調査等の結果を踏まえ、個体群の動態を把握し、適正な保護管理を行う。特に利用者や地域住民とヒグマとのあつれきを回避するために、誘引物の除去、追い払い等の対応、利用者の行動制限を含む利用システムの構築、適切な施設整備及び利用者等への普及啓発、情報提供に努める。また、餌付け等の行為については、自然公園法に基づく指導、取締を行う。

←ヒグマに関する遺産地域の保全・管理について、「知床半島ヒグマ管理計画」に基づき進めていくことを明記

(c) シマフクロウ

種の保存法に基づく国内希少野生動植物種及び文化財保護法に基づく天然記念物に指定され、その捕獲や殺傷は禁止されている。また、前者の法律に基づき策定される保護増殖事業計画に従い、関係行政機関は専門家等との連携・協力のもとに本種の保護増殖のための事業を実施する。

遺産地域に生息するシマフクロウは、人工給餌に依存する個体がほとんどなく、自然下で繁殖しており、当該地域は本種の保護上極めて重要な生息地となっている。また、繁殖した個体が周辺地域に移動分散することにより、当該地域

は周辺地域への新規個体の「供給源」的役割を<u>果たすことが期待されている有していると考えられる。</u> このため、つがいの生息が確認されている河川の周辺においては、極力、自然環境を現状のまま維持するとともに、必要に応じ生息環境の改善を行う。また、シマフクロウの生息環境をかく乱しないよう、入り込み者への指導を行う。さらに、個体ごとの管理にも着目し、繁殖状況を把握するモニタリング調査、巣立ちビナの移動分散・生存状況を把握するための標識調査等を引き続き実施する。 (d) オオワシ・オジロワシ オオワシ、オジロワシは、ともに種の保存法に基づく国内希少野生動植物種及び文化財保護法に基づく天然記念物に指定され、その捕獲や殺傷は禁止されている。 遺産地域の海岸斜面等には、ワシ類の利用できる森林が連続しており、越冬期のオオワシ、オジロワシが常時利用する道内でも最も重要な環境となっている。また、オジロワシが高い密度で営巣、繁殖する重要な繁殖地にもなっている。このため、これら海岸斜面の森林を保全するとともに、オジロワシの繁殖期には人がむやみに営巣地周辺に近づかないよう利用者への指導、普及啓発を図る。 さらに、オオワシ、オジロワシの鉛中毒を防止するため、北海道内でのエゾシカ猟における鉛弾の使用禁止を徹底する。 オオワシ、オジロワシの保護対策を総合的に実施するため、種の保存法に基づく<u>くいて策定される</u>保護増殖事業計画に従い、<u>個体群動態の継続的な把握や衝突人為的事故発生件数の抑制、繁殖状況調査や生息環境の保全餌資源調査等を進めるとともに、渡りルート</u>の解明や行動生態の把握に努める。	←現状、知床地域から周辺地域への移動分散実績はまだ限られているとみられるため、表現を変更。
ウ. 自然景観の保全 原生自然環境保全地域、国立公園、森林生態系保護地域等の保護地域制度に基づく、工作物の新改増築、木竹の伐採、土石の採取等の各種行為に対する規制等の適正な運用、植生の保護・回復や生態系の管理に係る事業の実施等を通じて、山岳、湖沼、滝、海岸段丘崖に代表される遺産地域の優れた自然景観の保全を推進する。 また、海岸部に漂着したゴミ等については、関係行政機関と地元自治体の連携・協力のもと、地域住民や関係団体の協力も得て、その除去に努める。	

エ. 外来種への対応 外来種であるアライグマ、アメリカミンク、セイヨウオオマルハナバチ及びオオハングソウ等の知床半島への侵入が確認されている。おり、こうした<u>外来種</u>による遺産地域の生態系への影響が懸念されることから、遺産地域への侵入の防止、侵入の早期発見と対応、定着した外来種の駆除・制御といった、<u>段階</u>に応じた対策を進める必要がある。このため、関係行政機関、地元自治体、関係団体等の連携・協力を図りながら、外来種の定着実態の把握を進めるとともに、侵入経路を推定し、影響の程度や防除の効率を踏まえて、有効な対策や普及啓発等を実施する。 なお、自然環境保全法及び自然公園法に基づき、原生自然環境保全地域及び国立公園特別保護地区において動植物の放出を規制しているとともに、<u>特定外来生物</u>による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、特定外来生物の飼育・栽培、保管、運搬、野外に放つ等の行為を規制しており、それらの適切な運用と普及啓発に努める。また、北海道内水面漁業調整規則に基づき、ブラウントラウト、カワマスなど5魚種の移植を禁止しており、その普及啓発に努める。	
(2) 海域の保全 知床周辺海域は、流水下のアイスアルジーや、流水形成時の鉛直混合により作られる栄養塩の豊かな中層水がもたらす植物プランクトンの大増殖を基礎とした大きな生物生産力を持ち、これに依存する形で豊富な魚類や海棲哺乳類、鳥類等が生息している。また、<u>産卵</u>のために遡上するシロザケ、カラフトマスは、ヒグマや猛禽類等の餌資源としても重要な役割を有しており、陸上生態系にも深く関わっている。 また、豊かな生物生産を背景にして、これまで長い間、海洋生物と共存する形で漁業活動が営まれてきた。 この遺産地域の海洋生態系の保全と、漁業や海洋レクリエーション等の人間活動による適正な利用との両立を将来に<u>わたす</u>って維持していくことを目的として定める<u>付属資料</u>「知床世界自然遺産地域多利用型統合的<u>海域管理計画</u>」(<u>付属資料●</u>)に基づき、海洋環境と低次生産、沿岸環境、魚介類、海棲哺乳類、海鳥、海ワシ類、海洋レクリエーションについて管理を行う。	

(3) 海域と陸域の相互関係の保全 ア. 基本的な考え方 遺産地域の豊かな生態系は海域と陸域の相互作用に大きく影響を受けており、海域と陸域の相互関係が顕著であることは、遺産地域が世界自然遺産としてのクライテリア ix (生態系) に該当する根拠の一つである。遺産地域では、ほとんどの河川で河口から上流部までオショロコマが広く生息しており、本種の降海型の分布の南限であると同時に、シマフクロウなど各種野生動物の重要な餌資源にもなっているという特徴を有している。大量に遡上するシロザケ、カラフトマス等は、ヒグマやシマフクロウ、オオワシ、オジロワシなど食物連鎖の頂点に位置する大型哺乳類、猛禽類の重要な餌資源にもなっており、海起源の物質を陸上生態系へ運び、その生産力と生物多様性を高めている。 このように河川環境は、遡河性の魚類をはじめとした多様な生物を育み、水循環、物質循環を通じて、海洋生態系と陸上生態系を有機的に繋ぐ重要な役割を有している。また、河川を通じた物質循環において重要な役割を果たしているシロザケ、カラフトマスを対象とする漁業活動が知床周辺海域では昔から活発に行われており、漁業を基幹産業として地域が発展してきた。 このため、河川環境の保全及びサケ科魚類の持続的な利用と保全を推進することで、<u>海域と陸域の相互関係の保全を図る。</u>	
イ. 河川環境の保全 河川環境が持つ海洋生態系と陸上生態系を繋ぐ役割の発揮には、サケ科魚類の遡上を確保することが重要である。このため、科学委員会におけるサケ科魚類の遡上に及ぼす影響と防災面についての検討の結果を踏まえ、改良が適当と判断した河川工作物については、各工作物を管理する行政機関が順次改良を実施し、改良後は改良効果のモニタリング調査を行い、サケ科魚類の遡上・産卵状況等の把握及び改良効果の検証を行う。また、他の河川工作物を含めて、設置目的の変化等を踏まえ、必要に応じて改めて検討を加える。 なお、河川環境に影響を及ぼす各種行為の実施に際しては、その施工方法や環境保全措置について検討を行い、河川に生息する生物に悪影響を及ぼさないよう十分な配慮を行う。	
ウ. サケ科魚類の利用と保全 シロザケ、カラフトマス、サクラマスは、漁業法等に基づいて、	

海面における定置漁業等による利用がなされている。一部の河川の河口付近や、全ての河川内については、資源保護等のため、採捕の禁止措置が講じられている。さらに、持続的漁業のため、一部河川等でシロザケ、カラフトマスの人工ふ化放流事業が行われており、回遊・遡上・産卵に関するモニタリングや調査研究を踏まえて、自然産卵の維持を図る。 このように、<u>付属資料</u>「知床世界自然遺産地域多利用型統合的海域管理計画」(<u>付属資料●</u>)に基づき、サケ科魚類の持続的な利用と保全を推進する。	
(4) <u>遺産地域自然</u>の適正な利用 ア. 基本的な考え方 遺産地域内の観光、自然探勝、登山、釣り等の利用については、世界自然遺産としての価値を将来にわたって損なうことのないようにすることが必要であり、遺産地域では原生的な自然環境を保存・保全しつつ、人々に感銘を与える質の高い利用機会を提供する。この考え方を踏まえ、知床の原生的な自然にふさわしい利用ルール(「知床ルール」)<u>に基づく利用づくり</u>を進めるとともに、必要に応じて一定の制限や普及啓発等を行うことにより、<u>遺産地域自然</u>の適正な利用を図る。	
イ. 利用の適正化 遺産地域が極めて原生的な自然環境、脆弱な自然環境を有する一方で、<u>一部地域では</u>過剰利用等の問題が生じていること等を踏まえ、地域ごとに、利用形態毎の取扱方針、守るべき利用のルール、管理運営の方向性等を定める利用適正化基本計画に基づき、適正な管理を推進する。 また、利用者が留意すべき事項・禁止事項を定める「利用の心得」(<u>付属資料●</u>)について、利用者に遵守を求めていく。 さらに、脆弱な自然環境に対する人為的影響や過度な利用の集中に伴う問題が生じないように、遺産地域の周辺地域も含めた様々な自然<u>環境や生活</u>文化に関わる資源の活用、利用情報や利用プログラムの提供等を通じて、利用の分散、利用者の適正な誘導を図る。併せて、科学的知見に基づき得られた客観的根拠により、利用による植生の荒廃や野生動物の生息への影響が認められる又はそのおそれがある地域において<u>は</u>、自然公園法に<u>基づく規定する</u>利用調整地区<u>制度を導入すること</u>により、必要に応じて利用者数、利用期間等を調整することを検討・<u>実施</u>する。	

なお、利用実態や利用に伴う自然環境への影響等については継続的にモニタリングを行い、その結果を<u>もとに</u>必要な計画・ルールの見直し、対策等<u>に反映して</u><u>を行って</u>いく。	
ウ. エコツーリズムの推進 遺産地域の利用者の大多数は自動車や観光船による観光周遊の利用者であるが、遺産地域の持つ価値を保護し、後世に引き継ぐためには、利用者の誘導やモニタリング等を行いつつ、利用者が遺産地域の自然環境及びその保護の重要性についてより一層理解を深められるよう、地域の自然環境や生活文化に詳しい者により提供される体験型のプログラムに基づく、野生動物や自然環境の観察等の利用の導入・普及を進めることも大切である。 このため、<u>「知床エコツーリズム推進協議会」を中心に</u>「知床エコツーリズム推進計画」に基づき、地域に暮らし、産業を営む人たちの知恵やきめ細かな情報を活かしながら、野外での自然解説や展示施設でのレクチャー等を行う人材の育成及び利用プログラムの構築と実践に関係行政機関、地元自治体、関係団体が協力して取り組んでいく。また、自然解説等を行う際に、利用に伴う自然環境への悪影響が生じることのないように配慮するための指針を定めた「知床エコツーリズムガイドライン」<u>（付属資料●）</u>を効果的に運用する。<u>さらに、「知床エコツーリズム戦略」（付属資料●）に基づき、地域における合意形成を図りつつ、必要な計画や利用ルールの策定・見直しを行う。</u> エコツーリズムの推進に当たって、知床<u>国立公園利用適正化世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム</u>検討会議との密接な連携を図りつつ、これらの取組を推進することにより、観光周遊利用や宿泊利用においても、地域が主体となって活力ある持続的な地域づくりを進めていくというエコツーリズムの考え方を踏まえた取組が地域に浸透していくことを目指す。	
エ. 主要利用形態毎の対応方針 （ア）観光周遊 遺産地域の利用形態として最も一般的なものは、自動車や観光船による観光周遊である。遺産地域内で自動車による観光周遊に供されている地区にはカムイワッカ、知床五湖、知床峠、羅臼温泉等があるが、車道が比較的少ないことから周遊地は限定されている。周遊しながら、それぞれの利用拠点で風景の鑑賞や徒歩による自然の探勝、観察等が行われている。	

遺産地域の原生的な自然環境の保全の重要性にかんがみ、自動車利用の増大による支障を招くような新たな車道の設置は、原則として行わない。現在、自動車による周遊に供されている主要な利用拠点や展望地については、利用者が快適に利用でき、遺産地域の自然景観等を鑑賞できるよう、過剰利用の抑制や自然環境への影響防止に十分配慮しつつ、適切な整備を図る。

また、自動車利用の増大から自然環境への悪影響が懸念され、または利用環境が悪化している状況がみ見られる場合には、代替交通機関の導入によるマイカー規制、エコカー低公害車の導入等の様々な影響低減緩和措置について、地元関係者の意見を聴きつつ、効果的な対策を検討し、自動車利用の適正化と環境に配慮した交通システムの構築を推進する。また、自然環境の保全と質の高い利用を推進するため、一つひとつの手段としてシャトルバスの導入の可能性や効果についても検討を行う。なお、知床五湖等の利用者が集中する拠点や到達道路が限られているカムイワッカ地区において、自然環境保全等のため現在行われている夏期の自動車利用適正化対策については、引き続き、その効果を検証するとともに、地元関係者の意見を聴きつつ、ヒグマからの安全確保や動物観察の機会提供等も考慮し、対策の一層の充実と具体化を図る。

知床五湖地区は、遺産地域の中でも特に利用が集中する地域であることから、過剰な利用に伴う問題、あるいは高密度に生息するヒグマとのあつれきを生じさせないようにに、引き続き、自然公園法に基づく利用調整地区制度の運用等効果的な利用の制限、誘導や普及啓発、施設整備のあり方、ヒグマの保護管理のあり方を検討し、必要な対策を実施することにより、適正な利用を確保する。

また、斜里側と羅臼側を結ぶ車道である知床横断道路については、ハイマツを含む高山帯を通過していることから、道路利用に伴う自然環境への影響を最小限に留めるため、知床峠を除き通過利用を原則とし、道路上での駐車規制を引き続き実施するとともに、道路の適切な維持管理を行う。ただし、近年利用者が増加傾向にある羅臼湖については、「羅臼湖ルール」(付属資料●)の普及啓発・周知を通じての適正な利用を図る。のあり方について、地元関係者の意見を聴きつつ検討する。

自動車や観光船の利用者が野生動物に餌を与えたり、ゴミを捨てたりする行為が、野生動物の生態に悪影響を及ぼすおそれもある。こうした利用に伴う野生動物への悪影響を防ぐため、自然公園法に基づく指導を徹底していくとともに、野生動物を観察するに当たってのルールについて、遵守を求めていく。

(イ) 登山・トレッキング

遺産地域内の山岳部を中心として、登山やトレッキングの利用が行われている。これらの利用は、脆弱な高山帯の植生や貴重な野生動物の生息地・繁殖地等を含む原生的な自然環境を有する地域を対象として行われることから、こうした自然環境に対して悪影響が生じないようにする必要がある。また、ヒグマが高密度に生息する地域であることから、ヒグマと遭遇する場合もあり、ヒグマとのあつれきを回避することも必要である。

このため、自然環境保全上の配慮事項やヒグマ遭遇時の対応法、ゴミ・食料の管理方法等について、指導・普及啓発を行う。加えて、利用に伴う自然環境への悪影響やヒグマの行動形態等を把握しつつ、必要に応じて、利用の制限（歩道の一時閉鎖、利用区域・期間の限定等）等の適切な措置をとる。また、植生や自然景観の保護、や登山者等の危険防止に配慮した歩道等の適切な整備と維持管理を行う。

登山・トレッキングに伴うキャンプについては、野営指定地であっても、無秩序なテントの設営等により植物を損傷したり、植生破壊を招くことがないよう、普及啓発や利用者への指導を徹底する。また、ヒグマ対策用のフードロッカーが設置されている野営指定地では、キャンプの際は安全対策としてフードロッカーを利用するよう指導する。それ以外の地域におけるキャンプについても、はフードコンテナを持参するよう普及啓発を行う。さらに、生態系や景観へ悪影響を及ぼさないよう、携帯トイレの利用等のし尿処理に関するルールやマナーの普及啓発など必要な対策を推進する。

(ウ) 海域のレクリエーション利用

動力船を利用して観光目的で知床岬等の陸域に上陸することは、自然環境に悪影響を及ぼすことが懸念されることから、「知床岬地区の利用規制指導に関する申し合わせ」(付属資料●)等に基づき、関係行政機関等が連携・協力し、観光目的での上陸の抑制を徹底・強化する。

また、遺産地域の海岸部及び海域は、ケイマフリやオオセグロカモメ、ウミウ等の海鳥や海棲哺乳類の生息地・繁殖地となっているため、観光・レジャー目的の船舶や水上バイクの航行、無秩序な餌やりや観察等がこれら海鳥や海棲哺乳類に悪影響を与えることも懸念される。このため、海域のレクリエーション利用が海鳥や海棲哺乳類に悪影響を与えないよう「利用の心得」(付属資料●)等のルールに基づき、ルールづくりを行うとともに、普及啓発を行うとともに、モニタリング等を通じて海鳥や海棲哺乳類の生息状況の

<u>把握に努める。</u> 遺産地域においては、シーカヤックで半島を周回したり、興味地点まで往復するなどの利用も見られる。シーカヤックでの利用では、キャンプや風待ち等のために上陸が必要となる場合がある。このため、海岸部の植生や野生動物に悪影響を及ぼさないよう、「利用の心得」<u>（付属資料●）等に基づき、のもとに適正に行われるようにする。</u><u>また、事故防止に向けて必要な情報提供や普及啓発を行う。</u> シロザケ、カラフトマスが来遊する時期には、遊漁船等を利用した釣りや河口付近での釣りが行われている。シロザケ、カラフトマス等の釣りについては、現状を踏まえた上で遊漁関係者等と連携・協力し、釣りを目的とした上陸場所の特定、関係法令・規則の遵守、ゴミの持ち帰りや釣り上げた魚の適切な処置等に関する指導を強化するなどして、自然環境への悪影響を防止する。 なお、これらの観光・レジャー目的の船舶や水上バイク、シーカヤックの利用、釣りなど海域のレクリエーション利用に当たっては、対象海域の漁業生産活動への支障を防止するという点にも十分配慮するようルール遵守を求めている。	
---	--

（エ）その他の利用 遺産地域ではエゾシカやヒグマ等の野生動物の姿を見ることが日常的であるが、これら野生動物の写真撮影や観察については、野生動物を脅かしたり、繁殖活動に悪影響を与えるおそれがある<u>ほか、過度な人なれによる問題個体の発生が確認されている。</u>また、高山帯や湿地等の脆弱な植生を有する地域においては写真撮影等を目的とした歩道外への踏み出しによる植生衰退を防止する必要がある。このため、利用者への指導や普及啓発活動によりこれらの行為の抑制に努める。ルシャ・テッパンベツ川流域では、特にヒグマが多く生息し、その生態を撮影しようとするカメラマン等の入り込みも<u>み見</u>られることから、鳥獣保護区特別保護指定区域の規制をはじめ、必要な措置を講じて、写真撮影等による悪影響が生じないように適正に指導、管理を行う。 冬期における雪上でのレクリエーション利用は、オジロワシなど希少鳥類の繁殖活動等に悪影響を及ぼすおそれもあることから、自然環境への悪影響の防止に十分配慮するよう、事前の指導や普及啓発を行う。また、<u>雪崩等の危険区域の周知徹底に努める。</u>遠音別岳原生自然環境保全地域及び知床国立公園へのスノーモービルの乗入れや航空機の着陸は規制されていることから、違法な乗入れ等が行われないよう巡視・取締りを行う。また、航空機の低空	←ヒグマ管理計画の記載内容も参考に追記
---	----------------------------

飛行は、快適な利用や野生動物に悪影響を及ぼすおそれがあることから、必要に応じ、関係者に対し、一て行わないよう要請する。 さらに、流氷上でのレクリエーション利用についても、「<u>知床エコツーリズムガイドライン</u>」(付属資料●)を参考として海鳥等の野生動物や景観への影響に十分留意するとともに、必要に応じルールづくりを行う。	
--	--

(5) 遺産地域の<u>保全</u>・管理に係る関係行政機関及び地元自治体の体制 遺産地域の<u>保全</u>・管理に関わる以下の行政機関は、相互に必要な情報の共有を図り、緊密な連携の元に適切に管理を進める。 ア. 環境省北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所 ウトロ自然保護官事務所及び羅臼自然保護官事務所において、<u>遠音別岳</u>原生自然環境保全地域、<u>知床</u>国立公園、<u>国指定知床</u>鳥獣保護区の<u>保全</u>・管理及び種の保存法に基づく<u>野生生物の保護</u>管理を行う。 イ. 林野庁北海道森林管理局 網走南部森林管理署(ウトロ森林事務所、峰浜森林事務所)及び根釧東部森林管理署(羅臼森林事務所)、知床森林<u>生態系保全</u>センターにおいて、知床森林生態系保護地域等の国有林の管理や整備・保全を行う。 ウ. 北海道 網走・根室両支庁の環境生活課、水産課及び林務課において、環境関係では、国立公園に係る管理の協力、<u>エゾシカ、ヒグマ等</u>の野生生物の保護管理等、水産関係では、水産業の振興や漁業の許可、漁業の操業調整等の漁業資源の管理、また、林務関係では、民有林の適正な整備及び保全を図るために指導を行う。 エ. 斜里町 環境保全課において、自然保護業務、野生生物の調査研究・保護管理、環境対策、利用者指導やサービス提供、しれとこ 100 平方メートル運動等についての事務を行うとともに、それらに関する住民への情報提供や意識啓発の事務を行う。また、羅臼町と共同で(財)知床財団を設置して、野生生物の保護管理やしれとこ 100 平方メートル運動等の現地業務等を行う。 水産林務課において、水産振興や漁港管理及び民有林の管理・指導の事務を行う。斜里町立知床博物館において、文化財の保	←各機関ごとに今後修正
---	--------------------

護及び調査、野生生物の調査研究、教育普及活動、天然記念物及び傷病鳥獣の保護管理を行う。 オ. 羅臼町 環境管理課において、自然保護業務、野生生物保護管理、廃棄物対策等についての環境保全業務を行うとともに、それらに関する住民への情報提供や意識啓発の事務を行う。 水産商工観光課において、水産振興や漁港管理及び民有林の管理・指導等の事務を行う。 郷土資料室において、文化財の保護及び調査、野生生物の調査研究、教育普及活動、天然記念物の保護管理を行う。また、斜里町とともに、(財) 知床財団の共同設立者として、知床財団の活動を通じた保護と利用の調和を図る活動を担う。	
(6) 保全・管理事業の実施 遺産地域を将来にわたって適切に保全していくため、以下により保全・管理の充実を図る。 ア. 関係行政機関等による巡視 環境省の自然保護官及び自然保護官補佐、林野庁の森林管理署森林官、国指定知床鳥獣保護区の鳥獣保護管理員、北海道の自然保護監視員のほか(財) 知床財団、(財) 自然公園財団職員が適宜、遺産地域の巡視を行っている。利用状況や自然環境の状況を的確に把握し、利用者の指導や違反行為の取締りを行うために、関係行政機関、関係団体等の間で情報共有を行い、巡視体制の一層の充実・効率化に努める。	
イ. 保全・管理事業の実施 上記の巡視やモニタリング・調査研究→モニタリングの結果から、自然環境の保全上必要と判断される場合には、標識、ロープ、柵の設置等による立入防止対策、荒廃または裸地化した植生の復元、外来種の除去等の事業を行う。また、対象地域の美化清掃活動や利用施設のきめ細かな維持管理、林野火災予防のための巡視、普及啓発や消火資機材の配備等を引き続き実施する。なお、遺産地域及びその周辺において、林野火災等の自然災害が発生した場合には、関係行政機関、地元自治体等による連携を図るなど、適切な措置を講じる。	

ウ．知床世界遺産センターその他主要施設の運営方針

遺産地域の調査研究や管理の拠点施設として、知床世界遺産センターにおいて最新の調査研究や管理の情報を収集・蓄積し、専門家等に提供する。また、知床世界自然遺産地域への入口として、利用者に知床の世界自然遺産としての価値を伝えるとともに、遺産地域で守るルールやマナーについて啓発を行う。

~~また、~~知床世界自然遺産地域の先端部への入口として、知床世界遺産ルサフィールドハウスにおいて~~は、~~先端部の利用者にルールやマナーのレクチャーを行うとともに、先端部現地のリアルタイム情報等を提供して事故防止と環境保全を図る。また、利用者に対して、人と海との関わりを通して世界自然遺産としての価値を伝える。さらに上記 2 施設のほか、遺産地域の保全・管理や適正な利用に係る次の施設について、以下の方針に基づき運営するとともに、施設間の連携を図り、情報の交換、共有化を促進する。

(ア) 知床自然センター

知床半島の原生的な自然環境の保全及びその再生と賢明かつ持続的な利用の推進を目的として、自然保護思想の普及啓発や利用案内、自然観察、ボランティアの指導育成、安全指導その他の情報発信の拠点施設として位置付け、運営を行っていく。

(イ) 知床羅臼ビジターセンター

羅臼温泉地区における情報発信の中心的な施設として、関係行政機関・関係団体、ボランティア等と連携・協力し、施設の管理運営及び国立公園の適正な利用を推進する。自然環境等の調査、資料の収集・保管・提供を行い、自然保護教育や調査研究の拠点としての機能と施設の整備拡充を図る。また、パークボランティアの指導育成を推進する。

正確でリアルタイムな現地情報の収集に努め、利用者に対する情報提供の強化を図る。

(ウ) 知床森林生態系保全センター

知床半島の生態系や貴重な森林の保護の必要性の普及推進、巡視、施設・標識類の管理・整備、森林や野生生物に関する調査等により、森林の有する多面的機能について普及推進を行う。

(エ) 知床ボランティア活動施設

知床半島の森林についての情報発信の場として、また、森林ボ

ランティア活動等に関する研修や意見交換等、知床半島における森林づくり活動を行う団体の活動拠点として利用を推進する。 (オ) 知床鳥獣保護区管理センター 野生生物の生息・生育状況、生態及び鳥獣保護区や野生動物の保護管理に係る調査研究を推進する。 (カ) 斜里町立知床博物館 野生生物の調査研究、教育普及活動、天然記念物及び傷病鳥獣の保護管理を行うとともに、資料収集及び収集資料の保管・提供を行う。 <u>(キ) 知床五胡湖フィールドハウス</u> <u>知床五胡湖の拠点施設として、ヒグマの目撃情報を始め、知床五胡湖における最新情報を提供するとともに、自然公園法に基づく利用調整地区への立入認定事務や立入認定に当たって必要となる事前レクチャーを行う。</u>	
(7) <u>モニタリング・調査研究</u>→モニタリング 遺産地域を科学的知見に基づき順応的に管理していくために、<u>科学委員会での検討を踏まえ、長期モニタリング計画を策定するとともに、同モニタリング計画に基づき、関係行政機関、地元自治体、関係団体、専門家が連携してモニタリング・調査研究を実施し、科学的知見の集積に努める。</u>これらの調査結果に基づき、管理に必要な指標を設定し、調査項目を選定して、長期的なモニタリングを実施する。 <u>長期モニタリングでは、知床の世界自然遺産としての価値が維持されているかをモニタリングしていく必要があるため、世界自然遺産としてその価値が委員会に認められたクライテリアについてモニタリング及び評価を行う。また、や世界遺産委員会や科学委員会から指摘された課題についても関連するモニタリング及びその評価を行う。</u>特に気候変動については、北半球で最も低緯度の<u>季節</u>海水域であることを一つの特徴とする遺産地域にも影響を及ぼすおそれが<u>高いことから</u>、その影響を把握するためのモニタリング<u>体制を構築の上、モニタリング及びその</u>評価を行う。 調査研究については、遺産地域の生態系の仕組み解明といった遺産地域の価値を裏付けるもの、外来種の防除方法の検討と	←長期モニタリング計画に基づくモニタリング及び総合評価の実施について、管理計画において明確化

いった特定の課題への対策を講じるためのもの、モニタリング手法の開発につながるもの等を実施していく。特に遺産地域の順応的管理を行うためには日露の隣接地域の生態系の状況を把握することも必要であることから、この地域の生態系の保全と持続的な利用に関して、日露間で情報の共有を<u>図るに努める</u>など、協力を進めていく。 <u>モニタリング・調査研究及びモニタリング</u>の成果については、<u>科学委員会での検討を踏まえ、総合評価書としてとりまとめるほか</u>、ウェブ上に構築した知床データセンターを通じて、関係行政機関、地元自治体、関係団体、専門家間で情報を共有<u>するとともに</u>七、広く一般にも情報提供し<u>つつ</u>、遺産地域の適正な<u>保全・管理</u>に活用する。	←社会情勢を踏まえ変更
(8) 気候変動の影響への対応 気候変動については、北半球で最も低緯度の<u>季節</u>海水域であることを一つの特徴とする遺産地域にも影響を与えることが懸念されていることから、気候変動の影響も含めて把握できるモニタリングを実施するとともに、気候変動への適応策についての情報収集・研究を行い、それらの成果を踏まえて、遺産地域で実行可能な気候変動の影響への適応策を検討し、実施する。	
(9) 年次報告書の作成 地域との連携・協働と順応的な管理を推進していくためには、遺産地域とその周辺地域の現況や遺産地域に関する取組を整理し、関係行政機関、地元自治体、関係団体及び専門家等間で情報共有を行うことが必要である。このため、遺産地域とその周辺地域の自然環境とそれを取りまく社会環境についての最新の状況や、関係行政機関、地元自治体、関係団体及び専門家等による遺産地域に関する取組等を毎年度年次報告書としてとりまとめ、遺産地域の適切な管理に活かしていく。	
(10) 情報の共有と普及啓発 効果的な情報の共有と普及啓発を行うには、その対象に応じ<u>て</u> <u>た</u>情報共有、普及啓発の手段を検討する必要がある。遺産地域の適切な管理を行うには、大きく分けて以下の3つの対象ごとにその手段を検討する。	

ア．関係行政機関、地元自治体、関係団体、専門家、地域住民等
~~まず、~~地域との連携・協働による遺産地域の管理を推進するためには、地域住民が遺産地域の自然環境の現状のすばらしさや保全・管理の状況を的確に理解することが必要である。また、~~サ、~~順応的な管理を推進するためには、モニタリングや調査研究によって得られた係るデータを関係行政機関、地元自治体、関係団体、専門家等が共有し、管理へと反映していくことが必要である。

イ．遺産地域の利用者

~~また、~~観光等の利用に伴うよる遺産地域の生態系への悪影響を防止するとともに、しながら安全で持続的な利用を図るためには、ヒグマをはじめとする野生動物への対処、自然環境への配慮等に関するルール・マナーや遺産地域の自然情報等を的確に周知すること、利用者に対して自らの身は自らが守るという自己責任意識や危険回避についての情報提供や普及啓発を行うことが重要である。

ウ．国際機関や他の保護地域の関係者等

~~さらに、~~地域との連携と科学的知見に基づく遺産地域の管理体制については、世界遺産委員会からも他地域の管理のモデルとなると高い評価を受けており、国際貢献とより優れた管理体制の構築等のため、国際機関や他の保護地域の関係者と保護地域の管理体制等について積極的に情報を共有することが重要である。

このため、遺産地域の保全・管理の状況に係る情報、科学的なデータ、利用に関するルールやマナーに関する情報等について、世界遺産センター等の主要施設、インターネット、説明会、イベント、国際会議等の場において、パンフレット、映像、ホームページや遺産地域の管理に関する年次報告書等を効果的に活用し、必要な情報の共有を図るとともに、普及啓発を推進する。

6．計画の実施その他の事項

(1) 計画の実施等

遺産地域の適正な保全・管理が遂行されるよう、管理計画記載の各事項を円滑に実施するため、~~今後、~~関係行政機関、地元自治体、関係団体等のそれぞれの役割について、引き続きさらに検討を深めるとともに、関係行政機関、地元自治体、関係団体等は緊密な連携・協力の下、最大限努力する。

遺産地域の自然環境の状況を把握し、科学的なデータを基礎として適切な対応を図っていくため、科学委員会から科学的な立

場からの助言を得ていくとともにるものと、地域連絡会議との緊密な連携・協力体制を維持確立する。 本管理計画の実施状況については、毎年度点検を行い、地域連絡会議及び科学委員会に報告する。 また、管理計画では記載のない遺産地域の自然環境の保全・管理に関する細部にわたる取扱や個別の課題についての対応等については、地域住民や関係団体、専門家からの意見や提案を幅広く聴くとともに、科学委員会からの助言を得つつ、地域連絡会議において合意形成を図りながら、モニタリング結果等を踏まえ検討を行い、必要に応じて指標を検討し、実行計画等を策定することで、遺産地域の適正な保全・管理を推進する。こうした検討の過程や結果、基礎となるデータ等についても、情報の公開、共有化を図る。なお、遺産地域の保全・管理について検討する際には、自然環境保全の観点からの要請と地域の暮らしや産業との両立が図られるように調整していくものとする。 加えて、遺産地域の保全・管理や適正な利用を進めていく上で、地域の市民活動を担う団体との協働関係を築くとともに、こうした関係を軸として、地域住民の積極的な参加・協力を得ることにより、地域ぐるみの活動を展開していく。 なお、管理計画は、自然環境のモニタリング結果や社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。その際、地域住民や関係団体の意見を聴き、科学委員会からの助言を得つつ、地域連絡会議において検討することにより、適切に見直しを行うものとする。	
(2) 地元自治体の取組 遺産地域に係る斜里町及び羅臼町の人口はそれぞれ、約1万1,3千人及び約5,6千人となっており、遺産地域の隣接地域に暮らしている人たちも多い。遺産地域の保全・管理を充実させていくためには、遺産地域の周辺地域も含めて、環境保全に配慮した生活スタイル・生産活動を普及・浸透させていくことが大切である。両町では、これまでも、地域固有の資産である知床半島の原生的な自然環境の保全に加えて、河川や海域の汚染防止、ゴミの減量化、省資源・リサイクル、美化清掃、エコカー低公害車の導入、地域の子供たちを対象とした環境学習や自然体験活動の推進等、身近な生活環境を保全し、自然と共生する地域を形成していくための様々な取組を行ってきた。 今後、化石エネルギー主体の経済社会から炭素中立型の経済社会への移行が進んでいく中で、地域の環境意識をより一層高めつつ、こうした豊かな自然環境を基盤とした地域づくりを積極的に	

推進していく。	
---------	--

(3) 資金 管理計画を実施するため、関係行政機関は遺産地域の<u>保全・管理</u>に要する費用を可能な限り継続的に確保していくとともに、<u>必要に応じて事業の見直しも行い</u>、確保された資金で最大限の効果を発揮していくため、関係行政機関、地元自治体、関係団体、専門家等の十分な連携の下、効率的な事業を実施する。 また、関係行政機関の資金だけではなく、地元自治体、その他の行政機関、関係団体、<u>民間</u>等の資金も活用し、<u>遺産地域の公園</u>利用者や国民・企業からの寄付金、助成金、協力金等を積極的に受入れることにより、遺産地域の<u>よりよい保全・管理の充実を図っていく</u>を推進する。	
--	--

7. おわりに 知床は、アイヌの人々が畏敬の念を込めて「シリエトク（大地の果てるところ）」と呼んだように、険しい地形や厳しい気象条件の下に、日本では数少ない原<u>生始</u>的な自然環境が残されている地域である。そこにはアイヌの人々が「カムイ（神）」と称したヒグマやシマフクロウが極めて高密度に生息している。そしてそれらの動物等を頂点として、実に多様な生物が海から川、山にわたり有機的に関連しあって、豊かな生態系が成立している。 <u>知床半島地域</u>に暮らす人たちは、こうした自然を損なうことなく、むしろ、順応する形で自然がもたらす様々な恵みを持続的に利用しながら、地域特有の生活や産業を営み、文化を育んできた。遺産地域の自然環境の保全・管理や持続可能な利用を考える上で、アイヌの人々の文化をはじめ、これまでこの地域に暮らしてきた人々により伝統的に培われてきた知恵と技術に学んでいくことも欠かせない。 <u>1974年（昭和49年）</u>（1974年）には、国立公園指定10周年を契機とし、斜里町及び羅臼町が町民とともに知床憲章を制定した。その中で、知床半島の原<u>始生</u>的自然を人類共有の財産と位置づけ、厳正な保護と秩序ある利用の下に、永く子孫に伝えていくことを宣言した。また、開拓跡地を乱開発から守るために買い上げ、さらに原始の森へと再生する息の長い活動も開始され、地域主導の下、国民の幅広い協力を得て展開されている。遺産地域の貴重な自然<u>環境</u>が今日まで保たれてきた背景には、こうした地域の人たちの自然に対する高い意識とこれまでの地道な取組があることを忘れ	
--	--

てはならない。

遺産地域の保全・管理を担う関係行政機関の連携・協力はもちろんのこと、地域住民や関係団体等の積極的な参加・協力を得て、世界遺産地域の自然と、そしてその自然と共生する地域の双方がより輝きを増していくように、様々な取組を進めるものとする。